

## ◎新潟県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

### 1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市松之山中尾字イリ880の2、881、881の子、882の1、882の2、882の子、883、884、884の子、885、885の子、885の丑、886から888まで、889の1、889の2、889の子から889の寅まで、890、890の1、892、892の子、字クイ2159、2160の1、2160の2、2163の1、2185の2、2187の2、2188、2195、2267から2269まで、字山ノ田2008の子、2012の2、2013、2013の1、2013の2、2014から2016まで、2016の3、2016の4、2017、2017の子、2018から2023まで、2024の1、2024の2、2025から2027まで、2027の子、2030、2030の3、2033から2037まで、2037の1、2038、2039、2040の甲、2040の乙、2041、2041の子、2042、2042の子、2043、2044の1から2044の3まで、2044の子、2045から2049まで、2049の1、2050から2056まで、2057の1から2057の4まで、2058、2059の1、2059の2、2060、2060の2、2060の子、2060の丑、2061から2064まで、2065の1、2065の2、2066、2066の子、2066の丑、2067の1、2067の2、2067の子、2068から2081まで、2082の1、2082の2、2082の子、2083から2088まで、2090から2095まで、2095の1、2096、2097、2097の1、2098から2101まで、2101の1、2102から2106まで、2106の1、2107、2108、2109の1、2109の2、2123から2125まで、2125の子、2125の丑、2126、2128から2135まで、2136の1から2136の4まで、2137、2138の1から2138の3まで、2139、2140の1、2140の6、2140の8、2141、2142の1、2142の2、2143、2144の1、2144の2、2145から2148まで、2149の1、2149の2、2150から2158まで、2200の1、2200の2、2201、2202の1、2202の2、2203の1、2203の2、2204の1、2204の2、2205の1、2205の2、字入沢2199、2206、2206の子、2208の1、2208の2、2208の子、2208の丑、2210、2211の1から2211の3まで、2212、2212の1、2212の丑、2213、2214の1から2214の3まで、2214の子、2214の丑、2215から2220まで、2220の1、2220の子、2225の1、2226から2228まで、2228の子、2229から2232まで、2243、2260、2260の子、2263、2264の1、2265、2266、2274、2274の子

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）